

五島列島おもてなし協議会
「五島列島観光動態調査業務」
プロポーザル実施要領

1．業務の目的

五島市、新上五島町及び小値賀町（以下「五島列島」という。）の行政と観光協会で構成される「五島列島おもてなし協議会」では、五島列島の観光分野での連携を図り、滞在型観光の促進を図るべく個人観光客をメインターゲットとした受入環境整備を進めているところである。

本業務では、五島列島の観光需要を高め、域内で「もう一泊」してもらえるようにするため、域内を訪れた観光客について、その動向（目的、情報収集手段、参加した体験プログラム）や意識（満足度、再来訪意欲等）などの実態を把握する調査を実施し、調査結果等を踏まえた分析・提言から、五島列島観光分野における課題・対策等を共有することを目的とする。

2．業務名称

五島列島観光動態調査業務

3．契約期間

契約締結の日から令和4年2月28日まで

4．業務内容

（1）実態調査

アンケート調査・事業者（観光協会、宿泊事業者、旅行事業者、体験型プログラム事業者等）ヒアリング調査などを実施し、調査結果を作成すること。

なお、調査の実施にあたっては、企画提案書等を基に、発注者と協議を行うこと。

（2）調査結果を踏まえた分析・提言

五島列島の観光需要を高め、域内でさらに「もう一泊」してもらえるようにするため、上記4（1）における調査結果や既存の観光統計、公表されている各種調査結果等から課題を分析し、必要な対策（ターゲット設定、リピーター造成手法、取り組むべき方向性や改善策等）の提言を行うこと。

なお、分析・提言の完成までに発注者と協議の場を設けること。

（3）成果品

調査結果の集計及び分析の内容を取りまとめた事業実施報告書を作成すること。

成果品の仕様

事業実施報告書：A4版の簡易製本 8部

事業に係る関連資料：実施報告書、画像資料等を含む、本業務に係る関連資料一

式を収めたメディア媒体（CD-R） 1部

5．予算限度額

4,565千円（消費税及び地方消費税を含む。）

6．企画提案書等の作成にあたっての視点及び注意事項

- （1）上記4の業務内容について、調査内容や手法、分析の方策等の具体的な実施方法について提案すること。
- （2）上記4に示す他、より成果につながる提案があれば、予算の範囲内で提案すること。
- （3）本業務を実施するスケジュール及び作業フローを示すこと。調査業務は概ね令和3年12月末日までとし、完了させること。
- （4）業務推進体制と進行管理の体制、本業務の調査の企画及び調査票の設計等を担当する者のプロフィール（これまで携わってきた観光振興関係の調査業務等）を明記すること。
- （5）提案に係る見積書（経費の明細がわかる見積書）を提出すること（原本1部、コピーを企画書に添付すること）。なお、見積書の宛名は「五島列島おもてなし協議会 会長 竹中 博基」とし、見積書の作成にあたっては、本業務にかかる旅費、調査員等、全ての経費は受託者負担となることに留意すること。
- （6）会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等
- （7）用紙サイズは原則としてA4版（縦横どちらでも可）とする。
- （8）提出部数は8部とする。

提出書類の作成、提出等に要する経費は全て提案者の負担とする。

提出された書類等は返還しない。

7．最優秀提案者の選定

（1）選定方式

公募型プロポーザル

（2）審査方法

五島列島おもてなし協議会「五島列島観光動態調査業務プロポーザル審査委員会」により、企画提案を书面審査のうえ、最優秀提案者を選定する。

なお、参加者が1者のみの場合であっても、当該提案者について審査を行い、選定の可否を決定する。

（3）審査項目

審査は、提案された企画内容に対する技術審査及び見積価格に対する価格審査を実施し、この価格審査及び技術審査の結果から総合評価点を算出して受託候補者を決定する。

なお、総合評価点の最も高い参加者が2者以上あるときは、技術点の高い者を受託候補者とする。総合得点が最も高く、かつ、技術点も同じ得点の参加者が2者以上あ

るときは、くじにより決定するものとする。

ア 技術審査

技術審査は180点満点とし、次の評価項目とする。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| ・企画提案全体のコンセプト | 30点 |
| ・業務の内容を理解し、効果的で実現可能な提案となっているか | 20点 |
| ・調査の内容・手法 | 40点 |
| ・調査結果の分析の手法 | 40点 |
| ・調査分析する担当者の実績は十分か | 20点 |
| ・業務内容に掲げる業務以外の魅力的な提案があるか | 10点 |
| ・確実な業務の実施が期待できる体制、スケジュールであるか | 20点 |

イ 価格審査

価格審査は20点満点とし、次の算式により算出する

- ・価格点 = $100 \times (1 - \text{見積価格} \times 1.10 \div \text{予算限度額})$

上記式により小数点第1位まで数値を算出(小数点第2位を四捨五入)

(4) 審査結果

審査終了後、提案者全員に対し、書面で通知する。なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めない。

8. 公募要領等の入手方法

公募要領及び参加表明書等の様式については、五島市、新上五島町及び小値賀町のホームページからダウンロードして入手すること。

なお、窓口又は郵送等での配布は行わない。

9. 参加申込、質問書及び企画提案書等の提出

(1) 参加申込

ア 提出書類

参加表明書(様式第1号)

実績一覧表(様式第2号)

イ 提出期限

令和3年5月28日(金)17時まで(必着)

ウ 提出方法

下記11の提出先に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

エ その他

ファクシミリ又は電子メール送信後は、電話で着信確認をすること。

(2) 質問書の提出

ア 提出書類

質問書(様式第3号)

イ 提出期限

令和3年6月2日(水)12時まで(必着)

ウ 提出方法

下記11の提出先に電子メール

エ その他

送信後、電話で着信確認をすること。

オ 回答方法

本プロポーザル参加申込者全てに、提出された全ての質問及び回答を電子メールにて送信する。

(3) 企画提案書等の提出期限

ア 提出書類

6の(1)から(8)に記載したとおり

イ 提出期限

令和3年6月11日(金)12時まで(必着)

ウ 提出方法

下記11の提出先に持参又は郵送

ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

10. 主なスケジュール

令和3年5月28日(金)17時まで 参加申込書の提出期限

令和3年6月2日(水)12時まで 質問書の提出期限

令和3年6月11日(金)12時まで 企画提案書等の提出期限

令和3年6月下旬 書面審査結果の通知

令和3年7月上旬 (仕様書協議後) 契約締結

11. 参加表明書、企画提案書等の提出先及び問合せ先

〒853-8502

長崎県五島市福江町7-1(五島振興局内)

五島列島おもてなし協議会事務局(担当:五島振興局地域づくり推進課 高比羅)

電話:0959-72-8401 FAX:0959-74-1822

E-mail takahira0302@pref.nagasaki.lg.jp

12. 応募資格

次に掲げる条件を全て満たしたものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札参加者の資格)の規定に該当しないこと。
- (2) 長崎県、五島市、新上五島町及び小値賀町から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (3) 取引銀行において不渡り手形及び不渡り小切手を出していない者であること。
- (4) 会社法に基づく精算の開始、破産法に基づく破産申立て、会社更生法に基づく更正手続開始申立て、民事再生法に基づく再生手続き申立てがなされていない者である

こと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (7) 平成28年度以降、本業務に類似する業務（観光動態調査関係）の実績があること。

13. 不適格事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 予算がオーバーしているもの

14. 契約

(1) 契約の締結

審査委員会の審査の結果、最優秀提案者と契約締結の交渉を行う。

なお、その者と契約が成立しない場合は、次点の提案者と契約締結の交渉を行う。

(2) 留意事項

委託業務の実施に関して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものでなく、発注者と協議のうえ決定する。